

参加身分措置のご案内（現職参加予定者対象）（長期）

1. 「現職参加にかかる届出」の提出について
2. 派遣期間選択制度
3. 現職参加促進費
4. 国家・地方公務員で現職参加する場合の身分措置
5. 税金・社会保険等に係る手続き

1. 「現職参加にかかる届出」の提出について

（1）所属先の承認について

現在所属先がある方が退職せず「休職」等の形で所属先に身分を置いたまま JICA 海外協力隊に参加する（現職参加する）場合、合格後、必ず所属先人事部長担当者へマイページの合格通知および本文書とともに説明し、承認をもらった上で、「参加形態申告書」をご提出ください。

現職参加する事について承認を得られない場合、退職しての参加となってしまう、あるいは JICA 海外協力隊への参加を断念せざるを得なくなる場合もありますのでご注意ください（人事部局の承認が必要となります。例えば教員の場合、「所属する学校の校長に伝えた」程度では正式な所属先の承認にならず、管轄する教育委員会の人事部局の承認が必要です）。

（2）「現職参加にかかる届出」の提出方法

所属先の参加承認を取り付け後に「参加形態申告書<別紙>『現職参加にかかる届出』」を期限までにメール（必ず所属先を CC）で提出してください。

2. 派遣期間選択制度

（1）派遣期間選択制度とは

派遣期間選択制度は、現職参加者の JICA 海外協力隊への参加環境を一層整えることを目的に導入された制度です。通常の派遣期間では、開発途上国への派遣期間が 2 年間に加え、派遣前訓練に参加することから、現職参加者が職場を離れる期間としては、派遣前訓練後の派遣タイミングにもよりますが、合計で 2 年 3 か月～2 年 6 か月程度の期間が必要となります。一方、「派遣期間選択制度」をご利用頂く場合には、現職参加者の職場を離れる期間が、派遣前訓練と派遣期間を合わせて 2 年以内となり、例えば 4 月から訓練に入って 2 年後の 3 月に帰国、4 月から復職というように、タイミング良く参加できることとなります。

・通常派遣

開発途上国への派遣期間が2年となります（派遣の2年後に帰国）。

職場を離れる期間は、通常、派遣前訓練期間などを含め2年3か月～2年6か月程度です。（赴任国、赴任日によります）

・派遣期間選択制度による派遣（例）2025年度1次隊派遣の場合

派遣前訓練期間（2025年4月～7月）＋派遣期間（2025年8月～2027年3月）＝2年

※なお、派遣期間選択制度を選択した場合には、帰国日は、本邦出発日に関わらず隊次毎に固定されますので、変更できません。また、派遣期間の延長は原則不可です。

現職参加予定の合格者は、通常の派遣期間（現地への派遣期間が2年間）か「派遣期間選択制度利用」のどちらかを選択し、参加形態申告書〈別紙〉「現職加にかかる届出」にて、所属先と合意が図れた内容で提出してください。

3. 現職参加促進費

（1）現職参加促進費とは

現職参加促進費は所属先が現職参加者を継続して雇用することを促進するための経費として所属先に支払われ、使途も所属先が決定します。原則として隊員本人に支給されるものではありませんので、ご注意ください。

（2）支給対象

応募時の所属先に籍を置いたまま JICA 海外協力隊に参加する隊員の所属先が対象となります。有給休職、無給休職のいずれも対象となります。支給に際して要件がありますので、詳細は JICA 海外協力隊ウェブサイト（3-11 現職参加）にて「現職参加促進費のご案内」をご確認ください。

4. 国家・地方公務員で現職参加する場合の主な根拠法/条例

（1）国家公務員

①「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）の適用を受けた場合、派遣職員として公務扱いになります。

②「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」（平成19年法律第45号）により「自己啓発等休業制度」（無給休職）にて参加することもできます。

(2) 地方公務員

- ①「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」(昭和 62 年法律第 78 号)に基づく各自治体の条例の適用を受けた場合、派遣職員として公務扱いになります。
- ②「自己啓発等休業制度」の創設について定める「地方公務員法の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 46 号)に基づく各自治体の条例により、「自己啓発等休業制度」(無給休職)にて参加することもできます。

5. 税金・社会保険等に係る手続き

現職参加を考えている方は、各自で所属先や市区町村に派遣中の税金および社会保険の扱いを確認の上、早めに必要な諸手続きを行ってください。

以上